

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会

議事録

1 日時 令和3年12月23日(木) 18時00分～20時05分

2 場所 都庁第二本庁舎 南側31階 特別会議室27

3 次第

(開会)

1 委員・行政職員紹介

2 議事

(1) 部会長・副部会長選任

(2) 子供の権利擁護に関する国の動向について

(3) 児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みの検討について

ア 児童相談所が関わる子供の権利擁護に係る現行の取組について

イ 本専門部会の検討範囲について

ウ 意見交換

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員；

磯谷部会長、藤岡副部会長、伊藤委員、内山委員、柏女委員、佐久間委員、
永野委員、能登委員、武藤委員、山下委員、松原委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 子供の権利擁護に関する国の動向

資料3 子供の権利擁護に関する現行の取組の体系図

資料4 子供の権利擁護専門相談事業

資料5 子供の権利ノート

資料6 とても大切なあなたへ・困りごと相談用紙

資料7 令和2年度児童相談所一時保護所第三者委員活動結果について

- 資料 8 児童養護施設における苦情解決制度及び第三者委員
(施設アンケート実施結果)
- 資料 9 里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)
- 資料 1 0 被措置児童等虐待への対応状況
- 資料 1 1 児童相談所職員への研修内容
- 資料 1 2 里親への研修内容
- 資料 1 3 専門部会における検討の範囲及び方向性
- 資料 1 4 専門部会開催スケジュール
- 資料 1 5 子供及び関係者へのヒアリングの進め方(たたき台)

開 会

午後6時00分

○中嶋子供・子育て計画担当課長 皆様、大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局の書記を担当させていただきます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の中嶋と申します。よろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきたいと思ひます。

本専門部会の委員は、委員10名、オブザーバー1名の計11名でございます。本日は、全員に御出席をいただいておりますので開始させていただきたいと思ひます。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございますので、御確認をお願いいたします。順に読み上げます。

- 資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料2 子供の権利擁護に関する国の動向
- 資料3 子供の権利擁護に関する現行の取組の体系図
- 資料4 子供の権利擁護専門相談事業
- 資料5 子供の権利ノート
- 資料6 とても大切なあなたへ・困りごと相談用紙
- 資料7 令和2年度児童相談所一時保護所第三者委員活動結果について
- 資料8 児童養護施設における苦情解決制度及び第三者委員(施設アンケート実施結果)
- 資料9 里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)
- 資料10 被措置児童等虐待への対応状況
- 資料11 児童相談所職員への研修内容
- 資料12 里親への研修内容
- 資料13 専門部会における検討の範囲及び方向性
- 資料14 専門部会開催スケジュール
- 資料15 子供及び関係者へのヒアリングの進め方(たたき台)

その他、委員の皆様には資料集を置かせていただいております。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第1回専門部会を開催いたします。本専門部会は、本年11月26日に開催いたしました令和3年第2回本委員会において設置の御承認をいただきまして、その後、松原委員長と御相談の上、委員長から専門部会委員として御指名いただいた委員の方にお集まりいただいております。

また、児童福祉法第9条第2項の規定に基づきまして、新たに4名の委員の方に臨時委員として御就任いただいております。本日は第1回の専門部会でございますので、資料1の名簿の順番で委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

磯谷文明委員でございます。

- 磯谷委員 磯谷です。よろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 伊藤幸葉委員でございます。
- 伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 新たに御就任いただきました、内山敏委員でございます。
- 内山委員 内山でございます。よろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 柏女霊峰委員でございます。
- 柏女委員 柏女です。よろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 佐久間玲子委員でございます。
- 佐久間委員 佐久間でございます。よろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 新たに御就任いただきました、永野咲委員でございます。
- 永野委員 よろしく申し上げます。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 同じく、能登和子委員でございます。
- 能登委員 能登です。よろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 藤岡孝志委員でございます。
- 藤岡委員 藤岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 新たに御就任いただきました、武藤素明委員でございます。
- 武藤委員 武藤です。よろしくお願いいたします。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 山下敏雅委員でございます。
- 山下委員 よろしく申し上げます。
- 中嶋子供・子育て計画担当課長 オブザーバーとして、松原康雄委員でございます。
- 松原委員 よろしく申し上げます。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 続きまして、行政側のうち管理職について御紹介させていただきます。

幹事長を務めます少子社会対策部長、奈良部でございます。

○奈良部少子社会対策部長 奈良部です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 幹事を務めます子供・子育て施策推進担当部長、西尾でございます。

○西尾子供・子育て施設推進担当部長 西尾です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 書記を務めます少子社会対策部計画課長、木村でございます。

○木村計画課長 木村です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 少子社会対策部家庭支援課長、吉川でございます。

○吉川家庭支援課長 吉川です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 少子社会対策部育成支援課長、榎本でございます。

○榎本育成支援課長 榎本です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 児童相談センター事業課長、福田でございます。

○福田児童相談センター事業課長 福田でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 同じく児童相談センター児童福祉相談専門課長、山元でございます。

○山元児童相談センター児童福祉相談専門課長 山元です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 同じく児童相談センター児童心理指導専門課長、宮野でございます。

○宮野児童相談センター児童心理指導専門課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 同じく児童相談センター児童相談専門員、影山でございます。

○影山児童相談センター児童相談専門員 影山です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 立川児童相談所長、横森でございます。

○横森立川児童相談所長 横森です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 足立児童相談所長、辰田でございます。

○辰田足立児童相談所長 辰田です。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 障害者施策推進部障害児・療育担当課長、鹿内でございます。

ます。

○鹿内障害児・療育担当課長 鹿内でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 改めまして、私は少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の中嶋と申します。

その他、関係職員は資料1のとおりでございます。

ここで、少子社会対策部長の奈良部から一言、御挨拶を申し上げます。

○奈良部少子社会対策部長 皆様、本日はお忙しい中、また、夕刻にもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。着座にて失礼いたします。

先に開催いたしました今期第2回の本委員会におきまして、この児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みの在り方に関する検討を行う専門部会の立ち上げについて、御承認をいただきました。委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しいところ、快く本専門部会の委員をお引き受けいただきましたことに改めて御礼申し上げます。

さて、国は平成28年の児童福祉法改正を皮切りに、子供の権利擁護や子供の意見表明を支援するための方策に係る検討を重ね、今年5月に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が提言を取りまとめました。その中で、都道府県に対し、児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する環境を整備するよう取り組むべきとの方向性が示されまして、国は児童福祉法の来年の改正を目指しております。

今期の専門部会におきましては、こうした国の動向を踏まえ、都の児童相談所が関わる子供の意見表明を支援するための新たな仕組みの在り方や、既存の取組の有効性を高める方策について、専門的な視点や現場の実情を踏まえた視点から広く議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

また、都におきましては、この4月に子どもの権利条約の精神に則り、子供の目線に立った施策を推進していくことを明確化した東京都子供基本条例を施行いたしました。この条例におきましても、子供の意見表明とその意見を施策に反映する環境を整備することとしております。

この専門部会でこれから御議論いただいた御意見を踏まえまして、具体的で実効性のある形で対策を講じてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、東京都児童福祉審議会条例施行規則第6条第3項では、部会長を互選により選出

することとしております。また、副部会長についても、部会長御不在時に御対応いただくため、選任してはいかがかと思いますが、このことについてはいかがいたしましょうか。

では、お願いします。

○山下委員 大変僭越ながら私から推薦をさせていただきたいと思います。

弁護士として大変経験と実績がおありの磯谷文明委員に、ぜひ部会長をお願いしたいと思います。

副部会長につきましては、部会長に一任して選任いただくのはいかがでしょうか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

ただいま山下委員から、部会長には磯谷委員、副部会長は部会長に一任という御発言がございました。もし御異議がなければ、そのように決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○中嶋子供・子育て計画担当課長 皆様、ありがとうございます。

それでは、本専門部会の部会長は磯谷委員、副部会長は部会長に一任ということで決定させていただきます。

それでは、磯谷部会長、御挨拶をお願いいたします。

○磯谷部会長 本当にほかに立候補はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、御指名いただきました磯谷と申します。よろしくをお願いいたします。先ほど少子社会対策部長からもお話がありましたけれども、1つは国のほうでも法改正をして、子供の声をきちんと聞くというアドボケイトの動きがもちろんございます。これをしっかり見ながらということにはなるとは思いますけれども、それだけではなく、やはり東京都らしいといえますか、東京都ができるアドボケイトを、本当に制度全体を見ながら皆様と一緒に御議論できればと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

それでは、磯谷部会長、副部会長の御指名をお願いいたします。

○磯谷部会長 副部会長には、児童福祉審議会子供権利擁護部会の部会長として多くの児童虐待事案を審議されてきた、その御実績と豊富な御経験をお持ちの藤岡孝志委員をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

藤岡委員、よろしいでしょうか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

副部会長は藤岡委員にお願いしたいと思いますので、それでは藤岡副部会長、御挨拶をお願いいたします。

○藤岡副部会長 副部会長に御指名いただきました藤岡でございます。

子供権利擁護部会でも、折に触れて子供の意見表明については話題になっているところでございまして、磯谷部会長をサポートさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は磯谷部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

先月の本委員会において、児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方を検討するため、新たな専門部会を設置して審議をしていくということになりました。

本日は、まずこの間の子供の権利擁護に関する国の動向、都の取組の現状と課題について事務局から御説明をいただきたいと思います。今後の議論の基礎になるところでございますので、委員の皆様も現状について十分に御理解をしていただいたところで、本部会における検討範囲と、それから方向性についても事務局から御説明をいただきたいと考えております。

その後、質疑応答、意見交換などを行って今後の課題などを整理して、次回以降、更なる検討につなげていきたいと思っております。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 それでは、子供の権利擁護に関する国の動向、都の取組の現状と課題とそれらを踏まえた本部会における検討の範囲と方向性について、順番に説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料2「子供の権利擁護に関する国の動向」をご覧ください。国においては、近年、子供の権利擁護や意見表明支援を進めていく方向性で様々な動きがあるところでございます。この資料上、矢印の左側を法改正の動き、右側を法改正以外の主な動きとして整理してございます。

子供の権利擁護や意見表明支援に関しまして、この間の国の動向を簡単に振り返ってまいりますと、まず平成28年児童福祉法改正ではその附帯決議で、自分から声を上げられ

ない子供の権利保障や児童福祉審議会の充実といったことが法文の中に盛り込まれております。

その後、平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」の中でも、児童福祉審議会を活用した権利擁護ということが言われております。

こうした流れを受けまして、厚生労働省委託調査研究事業で平成31年と令和2年に2つのガイドラインがつくられたという流れになっております。

まず、平成31年に策定された「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」です。こちらは、児童相談所が関わる子供が自らの措置に関する意見を申し立てる仕組みや、子供が権利侵害を受けた場合にその調査や調整を行う取組について、児童福祉審議会を活用して都道府県等が実施する場合の運用の指針を示したものです。言い換えれば、児童福祉審議会を活用した権利救済システムの運用指針といったところかと思えます。

もう一つは、令和2年に策定されました「アドボカシーに関するガイドライン」です。こちらは、アドボカシーの4つの類型でいうところの独立アドボカシーに焦点を当てたガイドラインでございます。いわゆる意見表明支援員がアウトリーチによって児童相談所に関わる子供への意見表明支援を行う場合において、当該支援員に求められる要件や実践内容を例示したものになっております。

前後しますが、矢印の左側、令和元年の児童福祉法改正では、法施行後2年後をめどに、児童の保護及び支援に当たって児童の意見を聞く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保、当該機関における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築など、最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、必要な手当を講じるものというふうにされております。

この改正を受けまして、国では令和元年に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が設置されまして、本年の5月、取りまとめが提示されているところです。

児童相談所が措置を行う場合にはあらかじめ子供の意見を聴取すべきことや、都道府県は意見表明を支援する者の配置をすることなど、子供の声が適切に関係機関に届くように、環境整備に取り組むことについて努力義務を課していくよう、児童福祉法に規定すべきであることなどを提言しているものでございます。

現在、国においてはこのワーキングチームの提言内容も踏まえながら、児童福祉法の改正が検討されている状況というふうに認識しております。

なお、都では令和2年3月に社会的養育推進計画を策定しておりますが、計画においてはこれら国の動向も踏まえながら、児童相談所が関わる子供の更なる権利擁護を図るために、子供の意見表明を支援する新たな仕組みの在り方について検討していくとしているところでございます。

続きまして、資料3「子供の権利擁護に関する現行の取組の体系図」について御説明いたします。この表の見方としまして、子供が左側の子育て家庭から児童相談所の関わりによって一時保護所に入所したり、その後、施設入所措置や養育家庭委託等となる中で、それぞれの状況や段階に応じてどのような権利擁護の仕組みや意見表明のツールを使うことができるかということ視覚的にまとめたものでございます。

例えば「一時保護所」という囲みのところを見ていただきますと、困りごと相談用紙というツールがあって、そのツールについては資料6が個別の説明になっているという資料の構成としております。ですので、本資料3が全体像で、続く資料4以降が個別の制度の概要や実績をまとめた資料というようにご覧いただければと思います。

また、本資料で一番下の部分に「子供の権利擁護専門相談事業 資料4」と全ての段階をカバーする長いバーで表示されております。後ほど説明いたしますが、この事業は児童相談所が関わる子供だけではなくて、全ての子供・子育て家庭をカバーして、親も子供も相談できる仕組みでありますことから、こうした表示になっているものでございます。

また、その下に「被措置児童等虐待対応 資料10」という表記がございますが、被措置児童等虐待への対応は施設職員等による児童への不適切な行為など、既に発生してしまった権利侵害に対する対応でありまして、意見表明のツールや仕組みとは位置づけ等は異なるものではあるのですが、権利侵害の事案の調査審議を通じて抽出されてきている子供の権利擁護に関する現状や課題については本検討に資するものと考えておりまして、そのために一覧に入れているというところでございます。

ここからは各論になりますが、資料4「子供の権利擁護専門相談事業」をご覧ください。こちらは、子供の権利擁護専門員と電話相談員が協働して子供からの権利侵害等の具体的な相談を受け付けて、中立的な第三者の立場から調整活動を行うという事業でございます。ただその相談に寄り添って検証するというのではなくて、調整活動まで行うという点にポイントがある事業でございます。

本事業の経緯は、「事業化の経緯」というところに記載してございますが、子どもの権利条約の国内での批准を都として児童福祉審議会の意見具申を受けて、子供の権利を擁護

する第三者機関として平成16年度以降行っている事業でございます。

相談の流れは右の図のとおりですけれども、最初は電話相談から入りまして、その中で電話相談だけで解決が難しい場合に弁護士などの子供の権利擁護専門員につながるという形が基本形でございます。

本事業のポイントとしては、子供の権利擁護専門員につながったケースにおいて、子供の権利擁護専門員が必要と認めるときには児童福祉審議会へ諮問することができるということが規定上設けられているという点がございます。

ですが、調整活動の中で相談者の納得が得られた等の事情によって、これまでに諮問した実績はないというのが実際のところでございます。

本事業について、そのうち児童相談所が関わる子供はどのような形で相談を持ち込むかというところですが、下の表に1、2、3とありまして、まず1は入り口の「電話相談」になるのですけれども、そこから電話だけでは解決が難しい場合に、2の「子供の権利擁護専門員相談」につながります。この中で（1）から（3）までの記載がありますけれども、「（2）子供の権利ノートのはがき」という部分と、「（3）困りごと相談用紙」という2つの部分が、児童相談所が関わる子供が使えるツールとなっている部分でございます。

その実績については表の右側の「相談件数の推移」をご覧ください。令和2年度全体として28件あるうち、子供の権利ノートのはがきと困りごと相談用紙できたものは、うち15件という件数になっております。この仕組みについては、次の資料で御説明したいと思います。

資料5「子供の権利ノート」をご覧ください。これは施設や里親宅、ファミリーホーム等で生活している子供に対して、守られるべき権利を明示した小冊子でございます。委員の皆様の上には現物を配布しておりますので、お手に取ってご覧いただければと思います。

内容は、子どもの権利条約に準拠して、どのような権利が子供にあるかということを説明しているものでございます。また、児童福祉司や施設職員、里親だけでなく、学校の先生や第三者委員など、様々な周りの大人に相談していいのだよといったことや、苦情箱という制度があることを案内しているほか、子供の権利擁護専門相談事業の相談ダイヤルや、東京都児童福祉審議会の相談ダイヤルについても相談先として記載しているところがございます。

また、このノートの中には子供の権利擁護専門員宛てのはがきが差し込まれておりまして、この資料上、右下の図がそのはがきになるのですけれども、こちらに記載して投函することが可能な仕組みになってございます。実際、子供にどのように届くかという部分につきましては、小学校1年生以上の子供を対象として、年齢に応じて小学生版、中高生版を配布してございます。基本的には担当の児童福祉司が最初に子供に対して説明するのですが、その後、施設入所しても生活の中で施設職員が説明をするといった使われ方をしております。

このはがきの投函実績については過去3年の数字を記載しておりますが、直近、令和2年度では18件という状況でございます。

続いて、資料6「とても大切なあなたへ・困りごと相談用紙」でございます。こちら委員の皆様の机上には現物を配布しておりますので、ご覧いただければと思います。こちらは、一時保護所に入所した児童に対して、様々なその権利や、相談したいときの選択肢について、見開きのリーフレットと相談用紙を組み合わせたものでございます。この制度は、一時保護所における子供の権利擁護を図るために令和元年の11月に運用を開始したものでございます。

この紙は、一時保護所に設置された意見箱に投函しますと、子供の権利擁護専門相談事業の専門員に届くという仕組みになっております。訴えの内容に応じまして、子供の権利擁護専門員が面接等を実施している状況でございます。

こちらが子供の権利ノートと違う部分は、配布対象について特に年齢を区切っておらず、実際にはここに書かれた内容が理解できる子供に配布するというところで、幼児以上に配布しているという状況でございます。配り方は、一時保護所への入所時に担当児童福祉司が子供に対して説明しているというものです。

困りごと相談用紙の投函実績につきましては、直近の令和3年度、こちらは11月までの集計ですが、81件となっていて、利用が伸びてきている制度かなというふうに捉えております。

続きまして、資料7「令和2年度児童相談所一時保護所第三者委員活動結果について」をご覧ください。

○吉川家庭支援課長 資料7につきましては、私から説明をさせていただきます。

まず、一時保護所の第三者委員の活動結果ということでございますが、一時保護所の第三者委員制度につきましては平成30年度から実施しているところでございます。

「活動の概要」に記載のとおり4名の第三者委員、こちらは弁護士の方をお願いしており、月に1度、一時保護所に出向いていただきまして、児童と直接話をさせていただきます。

活動内容については、児童との面談のほか、児童との昼食、日課活動への参加、また所長、課長代理との意見交換を行いまして、活動結果について報告をいただいた後、翌月、改善状況について第三者委員に報告をしているところでございます。

こちらの資料では令和2年度の実績をお示ししておりますが、相談件数739件、相談児童数444名となっております。男女比については、令和2年度は男子の方が多かったのですが、年度によって様々でございます。

年齢構成は、年齢別では6歳から13歳が多く、これは例年同様の傾向でございます。

相談の種別は、保護所での相談事案が62%、相談部門の相談事案が38%。

保護所の相談内容に関しては下に記載のとおり、多い内容が児童間のトラブル、日常会話に関する事、続いて支援内容という順になっております。

ケースワークに関する相談内容については、援助方針に関する事、次いで帰りたいですとか、家族の事、また、司に会いたいという順に御相談が寄せられました。

こうした活動の中で、第三者委員からの主な意見が右に記載のとおり4点ございます。

1点目が「プライバシーに関する会話について」、会話は一切駄目と認識している児童が多い。児童に誤解を与えないよう、プライバシーに関わる事項が何なのかを、入所時だけではなく生活の中でも丁寧に説明していただきたい。

2点目が「児童間のトラブルについて」、他児との関係性について気を付けて見ていただきたい。

3点目が「保護所における生活の充実について」、児童がリフレッシュできるよう外出の頻度を増やしてほしい。

4点目が「児童が抱える今後の不安について」、家族の事や今後の進路等について不安を感じている児童が多いため、面談をしてほしいというような御指摘がありました。

こうした御指摘を踏まえた令和3年度の東京都の取組としては、児童の心理ケアを充実するために心理司を増配置したり、学習環境の充実を図るために外部講師の導入などを行っているところでございます。

資料7の説明は、以上でございます。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 続いて、資料8「児童養護施設における苦情解決制度及び第三者委員」について説明いたします。こちらは、児童養護施設運営指針に定める苦情

解決制度の運用と第三者委員の実際の活動状況の把握のために、令和2年11月にアンケート調査を実施したものです。対象施設は62施設ございましたが、そのうち回答のあった35施設について結果の概要をお示しするものでございます。

結果についてはおおむね3つの論点について把握しておりまして、1点目が「第三者委員について」でございます。

まず、どのような方が第三者委員になられているかにつきましては、民生児童委員などの地域において児童福祉分野に長く従事されている方や施設のOBの方等が多くを占めていた状況でございました。

また、第三者委員の存在を子供にどのように説明しているかについては、「ポスター等を掲出」しているという回答が32施設と最も多かったです。また、半数以上の施設が行事や活動への参加、食事をともにするなど、何らかの形で児童と接する機会を設けていました。

一方で、「入所児童とは直接会ったり、紹介はしていない」という回答も1施設あったという状況でございます。

また、訪問回数につきましては「0回」、「1回から3回程度」と回答した施設が合計で16施設、全体の45.7%でありまして、平均訪問回数は1年当たり約5.1回ということで、2か月に1回足らずという結果でございました。

2点目が「苦情箱の運用について」ですけれども、こちらは非常に施設によってばらつきがある実態が見えてきたところでございます。投書実績につきましては、年に「3から5件程度」と回答した施設が11施設で、分布としては3割以上で最も多いです。また、「1、2件程度」と回答した7施設と合わせるとこれで過半数にいくのですけれども、一方で「21件以上」、「31件以上」、「51件以上」という選択肢を回答した施設も合計で7施設あり、こちらが2割あったということで、実際にはかなりばらつきがあったというところでございます。

また、投函されたものの開封頻度につきましては、「月に1、2回程度」、「週に1回程度」が21施設で全体の60%と、この2つの回答で半数以上となっております。

一方で、約3割が「2、3日置き」、「毎日」という回答をしていて、かなり頻繁に見ている施設もあったということが分かりました。

また、苦情箱の開封頻度が定められていない、特に決まっていないという施設も4施設あったところでございます。

3点目が、「施設における子供の権利擁護に係る各取組の実施状況について」でございます。これは、児童養護施設運営指針に定める権利擁護の取組というものがあまして、例えば、職員の子供の権利擁護意識向上のための研修や意見交換の機会があるとか、子供の発達に応じて生き立ちや家族の状況について適切に知らせるなど、9つの選択肢がありまして、そのうち行っている取組について複数回答で答えてくださいという設問でございました。

結果につきましては、全ての施設で何らかの取組が行われておりましたが、取組事項によって、ほとんどの施設が行っているものと、そうでないものと分かれたというところがございます。

「施設生活での規則等についてわかりやすく説明」しているとか、子供が相談できる「相談先等を掲示」しているという選択肢については、それぞれ35施設のうちの34施設が行っていると回答し、ほとんどの施設が取り組んでいる一方で、「子供の権利についての定期的な説明」をしているかについては、都の巡回訪問による説明を除いてしていると答えた施設が約半数の20施設というところでした。

続きまして、資料9「里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）」をご覧ください。

○榎本育成支援課長 資料9について、私から御説明いたします。

こちらの事業は里親が子供を養育し、子供の最善の利益を真剣に考えている中で、時として児童相談所と養育方針や支援の在り方など、考え方が異なることも出てくるということで、このような場合に子供の最善の利益を守るために里親子や児童相談所から意見を聴く仕組みでございます。

相談の流れですが、相談受付窓口にて電話をいただいて、まずは電話での相談を受け付ける。それで、受付後、専門相談員が里親、児童相談所の双方に連絡の上、中立的な立場で調査、面談等を開始いたします。この際、委託児童に対しても意見の聞き取り等を行っております。

ここで、専門相談員による調整で双方が納得する場合は本事業は終了ということになりますが、専門相談員による調整が困難な場合は児童福祉審議会にて審議することも可能としております。

こういった児童福祉審議会の審議の結果を踏まえまして、児童相談所長に意見具申をしていく、また、意見具申の内容につきましては専門相談員から相談者に報告するといった

仕組みになってございます。

右側の制度の概要でございますが、まず「前提」といたしまして、こちらは児童相談所の措置権を拘束するものではございませんが、児童福祉法の理念に則り、里親と児童相談所の意見の調整に努めるというものでございます。

「対象案件」は、チーム養育の中で調整ができなかった案件で、里親や児童相談所が第三者の関与の下、子供の利益のために、今後の養育の在り方を検討したいと考えるケースとなっております。

「申し出者」は、里親と児童相談所になっております。

「申し出の時期」は、原則として児童の受託中に相談することとしております。

「児福審との関係」は、児童福祉審議会子供権利擁護部会の相談窓口として位置づけておりますので、先ほど申し上げましたが、児童相談所長に対して意見具申を行うということが出来るものになっております。

こちらの事業につきましては本年7月1日より開始しておりまして、弁護士2名、公認心理士3名の専門相談員により運営をしております。

以上です。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 続きまして、資料10「被措置児童等虐待への対応状況」をご覧ください。こちらは施設職員等が被措置児童等に行う虐待行為として、児童福祉法第33条の14に基づき、都はこのような行為が疑われる通告を受けた場合には、子供の安全確保、事実関係の調査、施設等への指導等、必要な措置を講じることとしております。

実際の流れとしましては、子供本人からの届出ないしは発見者等からの通告に基づき事案を認知し、その後、受理から事実関係の調査に至り、その間、児童福祉審議会の子供権利擁護部会に報告をし、意見を聴取して、その上で虐待の判断・決定を行い、改善指導を行うというのが一連の流れとなっております。

下の「【2】現状」と「【3】課題」というところをそれぞれ御説明させていただきます。

こうした対応を行う中で、どのような現状を捉え、また、何を課題に感じているかという部分でございますけれども、まず「【2】現状」の1つ目の○ですが、近年、被措置児童等虐待の対応件数そのものが大幅に増加している状況がございます。事案を認知する経路につきましては、施設からの事故報告や児童相談所からの通告によって認知、受理に至るケースが多くなってございます。

実際に、内容的には令和2年度に虐待該当と判断された事案の関係者が54名おります

が、そのうち22名、4割強になりますが、経験年数でいうと5年目までの職員という状況がございました。

一方で、行為者の年齢分布そのものを見てみると、必ずしも年齢の若い者に偏っていないという状況もございました。

このことをどう捉えるかという部分ですけれども、「【3】課題」の1つ目の○に記載してございますが、やはり児童養護施設の職員の確保と定着に課題があるということが現状としてございまして、経験の浅い施設職員が職員の中でも多くなっている。その中で、多様な課題を抱えて支援が難しい子供の対応をせざるを得ない状況の中で発生しているものというふうに捉えております。

また、「【2】現状」の3つ目の○のところでございますが、経験年数の短い職員ないしは年齢の若い職員と、経験年数が長い職員や年齢の比較的高い職員では、ここで検知した虐待行為の態様等に相違が見られるということも感じてございます。

どういうことかと申しますと、経験が短い職員や若い職員については、落ち着かない子供の挑発に乗って暴言が出てしまったり、手が出てしまったりという事案をイメージしております。

一方で、経験年数が長い職員や年齢の比較的高い職員に見られた態様として、例えば子供が食べられなかったり苦手であるものを強制的に食べさせるとか、閉じ込めるなど、そのような行為が見られたということがございます。

このことをどのように認識しているかというところが「【3】課題」の2つ目の○に当たりますけれども、事案発生の要因をどこに捉えるかという部分については、必ずしもその職員の経験の浅さや専門性の不足だけではなく、背景にその養育観の問題と申しますか、さらにその養育観の土台である職員の権利擁護意識の不十分さというのも見られるのではないかと、大人に対してしてはいけないことは子供にもしないというところが必ずしも徹底されていないということがあるのかなというふうに捉えているところでございます。

次に「【2】現状」の4つ目の○でございますけれども、こうした事案の発生している施設では第三者の目がなかなか有効に機能していない状況というのも調査の中で見えてくることがあるかと感じております。そうした事案については、苦情箱への投書に対しても適切に対応する体制に見直していただきたいといったことや、あるいは第三者委員が子供たちの生活に入る機会を設けていきましょうなど、そのような改善指導を行う場合がございます。

こうしたことを続けていく必要があるかと考えておりました、「【3】課題」の3つ目の○ですけれども、苦情箱の運用や第三者委員の機能なり運用の部分を活性化していく必要があるというふうに考えてございます。

続いて、資料の11と12は育成研修の話になってございます。

まず資料11「児童相談所職員への研修内容」をご覧ください。こちらは児童相談所職員への研修内容で、子供の権利擁護に関連する科目や項目がどのように設けられているかというものでございます。

新たに児童相談所に配属となった職員への研修として、子供の権利の考え方、子ども権利条約、児童福祉法の理念等に90分、被措置児童等虐待の対応や子供の権利ノートについて80分という形でカリキュラム化されていると、そのような記載になっているというふうに読んでいただければと思います。

こうした中で「現状」でございますけれども、子供の権利擁護に関する研修は新たに児童相談所に配置されたタイミングで受講することになっているとは言えるかと思います。また、一時保護所の職員については、それに加えて一時保護所職員対象の独自研修の中で、子供の権利擁護や第三者委員に関する講義も受講することになっています。

一方で、子供の意見表明権というところに焦点を当てた研修や、あるいは具体的な事業である子供の権利擁護専門相談事業がどのようなものかという内容について学習する機会はないというところでございます。

こうしたところからの「課題」ですけれども、子供の権利擁護の重要性や関係する具体的な事業について、職員自身がさらに理解を深めていくためのカリキュラムが必要ではないかと考えているところです。

また、「子供の声を聴く場面における職員の基本姿勢、面接技法等、実務に活かせる技術を習得する機会の確保」とございますが、ここの部分は実際にどうしても児童相談所としては援助方針があり、子供にその施設入所に納得してほしいとか、進めていきたい援助の方向性がある中で、なかなか子供の声をフラットに聞く、この子供はまず全てを置いても何と言っているのだらうと素直に聞き取っていくというトレーニングは、意外と時間が取れていないのではないかなど、そのような問題意識もあり記載しているものでございます。

また、それについては一時保護所職員についても同様ですけれども、特に保護所の職員につきましては入所状況が慢性的に逼迫している状況がありまして、ローテーション勤務

の中で研修機会を設けること自体がなかなか難しいというのも課題かなというふうに考えているところです。

続いて、資料12「里親への研修内容」をご覧ください。里親の認定登録の主体は東京都でございますので、東京都として研修を実施しているものでございます。

「現状・課題」というところで記載してございますけれども、子供の権利擁護に関する内容は認定前と認定後にそれぞれカリキュラムとして学習する機会がございます。そうした中で今後ですけれども、里子が意見表明しやすい環境を整えていくためには、里子は意見表明をしてもよい、していくのだということについて理解を深めることが重要かなと考えておまして、それが研修によって実現していくのか、それともその研修だけではない取組が必要なのかというところも御意見をいただきたいと思っております。

また、子供が意見表明することになっていきますと、里親自身の取組を支援する仕組みというのも都として用意していく必要があるのではないかという問題意識を持ってございます。

続きまして、資料13-①「専門部会における検討の範囲及び方向性」をご覧ください。こちらの左上「国の動き」というところに記載した内容は資料2の要約でございますが、本専門部会で検討を進めるに当たっては2つのガイドラインとワーキングチームの提言を踏まえていくべきものと考えてございます。また、右上「都の現状と課題」というところについては、資料3から12の要約になります。

まず1つ目の○ですけれども、「子供の権利擁護専門相談事業」は、権利侵害に関する相談や通報等について児童福祉審議会に諮問できる規定もある仕組みなのですが、過去に事例がないということが実際としてあるというところです。

2つ目の○が、児童養護施設運営指針に定める子供の権利擁護の各取組についてですが、基本的には全ての施設が実施していくことが望ましいと考えますが、取組によっては実施状況にばらつきがあるのかなと捉えてございます。

また、3つ目の○ですけれども、児童相談所職員や里親・施設職員は、制度の中で子供の意見表明を支援する役割を担っているというふうに考えておりますが、必ずしも子供の権利擁護への意識や、子供の意見を適切に汲み取るためのスキルが十分でない場合もあるのかなというふうに考えております。

4つ目の○ですが、こうした子供の権利ノートや困りごと相談用紙等のツールについて、ある程度活用されてはおりますが、子供が利用しようと感じるような説明の仕方や、利用

しやすい仕組みとなるように一層工夫していく必要があると認識しております。

これらを踏まえて、下段の「検討の範囲・方向性」ですが、4つの◆で記載してございますとおり、この4点を共有した上で進めていきたいと事務局は考えてございます。

まず1点目が、国の2つのガイドライン及び国の「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」の提言を踏まえ、「権利救済システム」と「意見表明支援員（独立アドボカシーの実践）」を中心に、「子供の最善の利益」を更に豊かにしていく方策として、子供の意見表明支援の充実に向けて仕組みや在り方を検討していきたいという部分でございます。

中段には、子供の最善の利益を更に豊かにしていく方策として、子供の意見表明支援を充実させていくものであると、あえて記載させていただきました。この部分については、児童相談所における相談援助においては、もちろん子供の最善の利益の観点から援助方針を決定して個々の支援に取り組んでいるというところではございますが、支援のプロセスにおいて、当事者である子供が自分の意見や希望をきちんと表明できるということが大切で、そうした環境を整えることや、汲み取った意見を考慮しながら援助していくことが重要と考えます。

一方で、そこが重要だと認識しながらも、必ずしも個々の意見表明に対する配慮なり考慮なりというのが十分に行われているかというところ、そうではない状況もあるのではないかと考えておりますことから、このように記載したものでございます。

2点目でございますが、新たな仕組みの検討と併せて苦情解決制度や一時保護所における第三者委員の活動等、既存の取組の有効性を高める方策についても検討していきたいというものでございます。国のワーキングチームの提言も踏まえまして、いわゆる子供アドボカイト、意見表明支援員や権利救済システムを議論の中心に据えてまいりますが、子供の意見表明を支援する既存の仕組みの現状把握や制度改正も含めて議論していければと考えてございます。

都では、他の自治体に先駆けて取り組んだ一時保護所における弁護士巡回や、本年7月に事業開始した里親子のサポートネット等、様々な先行事例もございますので、これらの実施状況の中で捉えた課題等も踏まえながら検討していければという考えでございます。

3点目ですけれども、都として意見表明支援の新たな仕組みのモデル実施に向けて、対象や場면을検討とございます。本検討のアウトプットとしまして、新しい取組を実施していく場合には何らかのモデル的な形でスタートしていくということを想定してございますが、その場合の対象や場面設定についてどのようにあるべきかということを検討に加えて

いきたいというふうに考えているものでございます。

4点目ですが、児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の人材育成についても一体的に議論としております。子供の意見表明の仕組みを充実する際には、それらの仕組みに子供が容易にアクセスし、利用できるということが必要ですけれども、そのためには児童福祉司と児童相談所職員がアドボカシーに関する理解を深めることが必要で、人材育成に関しても一体的に議論する必要があるのではないかと考えていることからこのように記載しているものでございます。

続きまして、資料13-②「カテゴリ別の主な論点」をご覧ください。表側に検討の3つの軸を、権利救済システムの構築、独立アドボカシーの実践、制度的アドボカシーの充実と便宜的に記載させていただきまして、それぞれについて想定される主要な論点を整理した表でございます。

さらに資料の13-③は国の資料からの引用になりますが、意見表明支援の様々な場面を視覚化したものになりますので、こちらは参考としてご覧いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

ここからは、まずは今の事務局の御説明に対して御質問をお受けして、そしてその後、意見交換に入りたいと思っております。そのようなことで、まずは御質問がございましたらどうぞ遠慮なく皆さんからなさっていただければと思います。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 それでは、まず1点だけ最初に御質問したいと思いますが、今日の議事の3つ目に「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みの検討について」とあるのですが、今回の議論はこの児童相談所が関わる子供に限定するという点でよろしいでしょうか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 御理解のとおりでございます。

○柏女委員 分かりました。

それから2点目ですけれども、意見表明支援なのですが、権利擁護は仕組み全体が資料3で、体系になっているかどうかは別にして、どのような仕組みがあるのかというのはかなり細かく出ているのですけれども、意見表明支援のところというのは実際には色々な法令ではなくて通知で、通知も法令かもしれませんが、そこに一個一個書かれているのではないかと思います。一時保護についてはできるだけ同意を取るようにすること、措置の

ときに子供の意見を聞くということは児童相談所運営指針にあるし、措置をすれば自立支援計画の策定もありますね。自立支援計画の策定は施設が主体でつくるということになって、そこには子供の意見を聞くということがちゃんと書いてあるわけで、これも通知の中に書いてある。

それから、解除の場合にも意見を聞くということが確か法令か何かに書かれていたと思いますし、養育状況報告も年に2回ぐらい、施設から児童相談所が聴取するということが確か書かれていると思うのです。そのような意見表明を誰がどこで何をしているのかという一覧と、それからそれに対してどんな場面でどんな流れになっているかという権利擁護だけではなく意見表明支援の体系を、もちろん制度上はつきりしていないということはありませんけれども、法令、通知にはかなり記載されているので、そこを何か整理したほうがいいのかと思ったのですが、意見表明支援の現状なども併せて議論ということによろしいのですよね。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 はい、そのようになると思います。児童福祉法の改正において、今の児童福祉法だと子供から聴取した意見の取扱いについては尊重するという規定がありますが、今後、都道府県が意見をちゃんと聞くこと自体が規定されるという方向性もありますので、そうした中でその支援の各段階においてどのような仕組みになっているかというのを整理していく必要があるかと思っております。

○柏女委員 分かりました。それならば結構です。

これは意見というか、要望になりますけれども、次回ぐらいまでに、どこでどういう意見表明があって、その支援は誰がしているのかということ、あるいはそれがなければ新たに支援員を置かなければいけないわけですし、そこを少し整理していただけるとありがたいと思います。

私からは以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

最初の児童相談所が関わる場所に限定というのは、柏女委員としては何かそれ以外のところも入るのでしょうか。それ以外というと、例えば一般的な。

○柏女委員 いじめの問題もそうですけれども、あとは医学的な治療をする、例えば手術をするというときに、手術をするかしないかは別にしても、どのようにしたらいいかということ子供が不安に思っているときに、それを支援していく、子供たちがなかなか意見を言えなかったり、治療が怖いとか、手術が怖いなどのような気持ちに寄り添うようなこと

は保育士がやっているわけですが、そのようなことまで含めるのかどうかということですね。

○磯谷部会長 分かりました。ありがとうございます。

今のお答えとしては、基本的には児童相談所が関わる、つまり、東京都の児童福祉のある意味ではカバーにかかっている子供ということなのだろうと思います。

それから、2つ目のところはこの国のワーキングチームの取りまとめにも少し出ていたと思いますけれども、やはり措置や、今、柏女委員がいくつか御指摘されましたが、その場面、場面において現状サポートというのはどのくらいできているかというのはよく分かりませんが、いずれにしても子供の声を聞くというのが通知レベルでも一応定められているところがあるので、それも現状整理をしてもらったほうが、法律にどう書かれるかまだ今は分からないので、議論としてはいいのかなということですね。では、その辺りは事務局で御検討いただければと思います。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

○磯谷部会長 他はいかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 どの範囲を質問していいかというのは少し迷うところですが、今日資料で説明があったところの質問をさせていただければと思います。

まず資料7の一時保護所の第三者委員の活動結果について。私も過去にこの審議会に部分的に色々なところで関わったのですが、一時保護所というのはある程度、子供たちの行動制限をしなければいけなかったり、そのようなところで結構子供たちの権利を守るというのは難しいのではないかという議論も当初はあったんですね。

それで、ここで第三者委員からの主な意見が出されていますけれども、子供からもっとこういうことをしたい、ああいうことをしたいと言ったときに、その行動制限をするときの不都合さという部分が出ていないのかどうかの実態というのでしょうか。今日、児童相談所の方々もいらっしゃるので、詳しくということではないのですが、そのところの困難さや、そのような部分は支障が出ていないのかどうかということを少しお聞きしたいと思いました。

それから、資料8「児童養護施設における苦情解決制度及び第三者委員」について、これは62施設にアンケートを取って35施設しか回答は得ていないということなのですが、少し低過ぎるのではないかと思います。私からするとこの苦情解決制度及び第

三者委員というのはとても重要に考えており、正確な実態は欲しいと思いますので、もし得られるのであれば、これは質問というよりも意見になってしまいますが、ぜひ検討していただきたいと思ったところであります。

あとは、資料9の里親子のサポートネットなのですからけれども、まだこれは始めて数か月というか、半年たっていないということなのですが、滑り出しはどういう状況で出ているのか。あまりこれは活用されていないのか、いやいやいっぱい出ていますよと、その滑り出しの実態だけ少し分かれば教えていただきたいと思いました。

それからもう一点は、資料10の被措置児童等虐待の案件ということなのですからけれども、これに関してはこの専門部会では取り扱わないのか。できればシステムとしてもう少しこういうことが必要だというような議論ができる場が用意されているのかどうかということをお聞きしたかったところです。

以上です。

○磯谷部会長 最初のところは、要するに一時保護所で、いわゆる監護の部分で難しい問題がある、その辺りの実情を少しお話をという理解でいいですか。

○辰田足立児童相談所長 足立児童相談所の所長の辰田と申します。

足立児童相談所は主に高齢児を対象にしているのですが、やはり子供についてはスマートフォンを自由に持ちたいとか、そしてまた時には自由に外出させてもらえないのかとか、あとは深夜のテレビは見られないのかというような要望は事実あります。

そのような一つ一つについて、スマートフォンですと色々な方に連絡が取れてしまう、そして、あなた自身の安心、安全が守れないということについて丁寧に説明をしたり、深夜のテレビを見たいということについても、まず生活のリズムをつくるために今そこは我慢してほしいなど、そういったことを一つ一つ子供の理解力に合わせて丁寧に説明をして対応しております。

それに対して、保護所のほうでやはり独自の秘匿性や安全といったところを理解して、一応子供には了解していただいているような状況です。

それで、施設で生活した子供などはその違いについて戸惑いもありますが、繰り返しくなりすけれども、そこは丁寧に説明して理解してもらっています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。今の点についてはよろしいですか。

2つ目が、資料8の部分で回答した施設数が少ないということですね。これは、何か事務局からございますか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 調査結果が低過ぎるということに関しては、実はこの後、追加調査という形で回答を集めようと、今取り組んでいるところでして、次回までに追加的に得られた回答も示して、なるべく正確な実態を把握するように努めたいと考えております。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

3つ目が、資料9について里親子のサポートネットはまだ始まったばかりではあるけれども、活用の状況は今どうかという御質問だったかと思います。

○榎本育成支援課長 里親子のサポートネットは本年7月から開始しておりまして、現在で7件の相談を受けております。詳細な相談内容はまだ件数が少ないものですからお答えはできないのですが、ざっくり言いますと措置解除後の交流についてであったり、子供の自立について、子供の養育について、このような相談を受けている状況でございます。

○磯谷部会長 今の点に関連してですか。

では、山下委員。

○山下委員 私が専門相談員を担当してまして、うち1件は無事円満に関係者も納得して終了したケースがありまして、やはり里親と児童相談所の大人同士がもめているときに、子供がどうしたいのかというところから、里親と児童相談所、両方とも納得してうまく解決したような事例もありますので、やはり里子本人の意見を聞いて調整をしていくということはずごく大事だなと実感しています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

7件というのは、結構それなりに活用されている感じですか。

○山下委員 ただ、相談が7件で、実際に専門相談員が調整で動いているのは3件ですね。

○榎本育成支援課長 そうですね。専門相談員の調整は3件です。

○山下委員 それで、うち1件が終了したという状態です。

○磯谷部会長 現状はよく分かりました。

4つ目は、資料10の関係で、被措置児童等虐待の問題は本部会で取り扱うのかどうかということですね。いかがですか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 この対応フローや、その仕組み自体をどのようにというのは実は考えていなかったところで、どちらかということこれは意見を聞かなかった結果といたしますか、権利が守り切れなかった結果、権利侵害までに至った事案から、そこから判定してどのような課題が抽出されているのかという意図でこちらに持ってきた資料という

ものでございます。

○磯谷部会長 よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。御質問などいかがですか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 永野です。よろしくお願いします。初めて委員になったので、とんちんかんなことが含まれるかもしれませんが、御容赦いただけたらと思います。

まずはじめに気になっているのは、私も任命いただいてとても光栄なのですが、委員の構成についてははじめにお声がけいただいたときにも少しお話ししたように思っているのですが、私は国のワーキングチームの構成員でもあって、その中でも何回も出てきたことで、今、続いている国の審議会でも、やはり委員に当事者を任用すべきという議論が何回か出てきていると思うので、人数の上限や、色々な細かいことがあると思うのですが、当事者の方がきちんと参画できるような仕組みを前提として検討すべきではないかと思っています。

ヒアリングのことが書かれていますので、その場面でというふうに思うのですが、ワーキングチームでもヒアリングの対象としてではなくて委員として任用すべきだということがあったと思いますので、もし御検討の余地があるならば検討いただけたらいいかなと思いました。

全てやはり当事者参画というか、子供たちの声を中心に制度をつくっていくという東京都の方針に全く賛成なので御議論いただけたらと思うことと、もう一点、大きなところでいくと、自分がやったことばかりで申し訳ないですが、ケアリーパー調査が国の事業で行われたと思います。それが2020年度だったかと思いますが、今年度公開されていて、東京都の結果も個別で見られるようになっていると思いますので、どのような声子供たちや元子供たちから上がってきているのかということは一旦確認してヒアリングに向かうなり、制度設計に向かうなりされるということが大事かと思います。

あとは細かいところで、資料からお聞きしたいことがいくつかあり、これは現状の制度をどうよくしていくかというところにつながるとしています。例えば資料6「とても大切なあなたへ・困りごと相談用紙」のところはとても大事な事かなと思っていますが、一時保護所でこういうことを書ける状況はあるのか。私も一時期職員だったこともあって、昔の話なので大分違っていると思うのですが、鉛筆をどのようにもらいに行くのかとか、一度書いたら次の相談用紙はどのようにもらうのかなど、子供たちがどのよ

うな行動をしているのかということが単純に想像に及ばなかったので教えてもらえたらと思います。

あとは、武藤委員がおっしゃったように、資料8のアンケートの回答について35施設は少ないなと思って、この中で割合を示していただいていますけれども、やはり回答されていないところの状況というのは気になるかなと思いました。

あとは、資料10の被措置児童等虐待のところでも、改善指導を行っているという現状を御報告いただいたところなのですけれども、例えば苦情箱の活用や、第三者委員の活用というところは、指導の後、改善されたのか、どのような変化があったのか、ぜひお聞きしておく今後の検討のために役に立つかなと思いました。

すみません。色々言ってしまいましたが、以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

まず最初は委員の人選というところでしたけれども、永野委員のおっしゃる当事者というのは、例えば子供というのものもあるし、施設経験者というのものもあるだろうし、その辺りのイメージはあるのですか。

○永野委員 施設経験者の方というふうに、里親でももちろんそうですけれども、社会的養護のケアを経験された元子供でしょうか。色々な活動をされている方はたくさんいらっしゃいますし、私も団体に関わっているので。もうそのような段階にあるかなとは思っています。

ですから、もし委員の任用がすごく難しいということであれば、下にワーキングなどの意見をいただく場ですね。ヒアリングの1回で終わるのではなくて、毎回確認するようなプロセスを丁寧に踏むということが今、国の議論でも進んでいると思いますし、そのような時期にあるのかなと思います。

余計なことですみません。

○磯谷部会長 とんでもないです。ありがとうございます。重要な御指摘だと思いますけれども、事務局としては何か今の段階で御回答がありますでしょうか。それとも、少し検討しますか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 事前に御説明したときから進展がなくて申し訳なかったのですけれども、この場に来ていただくのか、あるいはもう少し別の場で、その方の都合に合わせて聞いていくのかというのは現時点では回答出来かねるのですが、ヒアリングではない形でプロセスに関わっていただくということが大事という趣旨かなと理解しました

ので、少し進め方も含めて検討と、あとは人選も御相談させていただければと思います。
よろしく申し上げます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

あとは、ケアリーバーの調査の話は少し確認をしておくという御示唆をいただいたということでもいいですか。

○永野委員 東京都だけのデータというのは私たちからは多分見られないので、都が確認されているのではないかと思うので、もし見られたらということです。

○榎本育成支援課長 ケアリーバーの調査については、今年度実施しておりまして、今ちょうど取りまとめているところでございますので、その辺りの取りまとめができましたら委員の皆様方にも何らかの形で御提供できるようにと思っております。

○永野委員 都の調査がまた追加で行われていると。

○榎本育成支援課長 国の調査と同時に、都の調査もやっております。

○永野委員 そうなのですね。分かりました。では、その結果をもし見られたらと思います。
ありがとうございます。

○磯谷部会長 では、それはそのようなことですね。

それから、資料6のところ、非常に今、具体的な御質問をいただきましたけれども、この困りごと相談用紙など、そもそも書く機会はあるのかという話や、あるいは一旦書いたらその後はまたもらえるのかなど、この辺りはいかがですか。

○辰田足立児童相談所長 足立児童相談所の辰田と申します。

こういった困りごと相談用紙というのはホールに十数枚置いてあります。そして、子供たちは学習かばんのマイバッグの中に筆箱が入っていますので、いつでも自由にとって入れられて、用紙が少なくなってきましたら職員が補充してということで、どのタイミングでも書ける環境になっております。

○永野委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○磯谷部会長 分かりました。

それから、資料8のところは先ほど武藤委員のお話とも重なりますけれども、回答していない施設について少し懸念があるという話で、これは先ほどあったように追加調査をされるということですから、よろしいですか。

それから、資料10のところについては改善指導をするということになっているけれども、果たしてそれをどうフォローしているのか、改善されているのか、その辺りの御質問

だったかと思います。いかがでしょうか。

- 中嶋子供・子育て計画担当課長 基本的には30日以内にまず一旦改善報告をするというところが枠組みとしてありまして、基本的に施設長と責任のある立場の方と、こちらの担当が対面でやっているというところです。

そこから先、どのように改善の確保をしていくかというところはケースバイケースで、濃淡は施設の状況によって継続的にフォローしていく場合もありますし、1回で終わることもありますしという状況です。

- 磯谷部会長 では、柏女委員お願いします。

- 柏女委員 柏女です。

被措置児童等虐待への対応について東京都は本当によく調査がなされているのですけれども、実は、通告等々や相談があったりしてもなかなか対応がしっかりできていないということもあって、被措置児童等虐待対応ガイドラインの見直しをすべきだという勧告が総務省から厚生労働省にきております。私も関わっているのですが、それを受けて今ちょうど国が被措置児童等虐待対応ガイドラインの改定を行っており、年度内に改定についての報告が出るという予定になっております。1月にまた会議がありますので、今お聞きしたようなことなどもそこで私からも申し述べておきたいと思います。情報提供です。ありがとうございました。

- 磯谷部会長 ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。先ほどの資料について、何か御質問などございますでしょうか。

では、伊藤委員お願いします。

- 伊藤委員 すみません、少し勉強不足で初歩的な質問なのですが、私も資料8のアンケートの回収率が低いというのはすごく感じたのですが、その中で開封する頻度というのが月に1、2回とか、週に1回が6割を占めているということで、これはとてもスピードが大切なものもあると思うのですが、今、例えばラインやメール、QRコードの活用など、そのようなものを行っていらっしゃるのか、もしくは検討材料にあるのかと思いました。

以上です。

- 磯谷部会長 ありがとうございます。そうすると、施設にいる子供ということですね。ラインなど、なかなかそれはできそうなのではないでしょうか。その辺りの実情はどうですか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長　こちらが調査している中で把握している限りは、どの施設も紙に書いて箱に入れるという運用になっております。どのようにやらなければならないということまで児童養護施設運営指針に書いているわけではないのですけれども、実態としてはそうなっているというところでございます。

○磯谷部会長　いいですか。

○伊藤委員　ないということですね。

○磯谷部会長　そのようなことですね。

○中嶋子供・子育て計画担当課長　私たちが把握している限りでは、なさそうです。

○伊藤委員　分かりました。

○磯谷部会長　他にはいかがですか。

では、松原委員お願いします。

○松原委員　質問というか、確認なのですが、資料3が一番分かりやすいのですが、ここで言う児童相談所が関わるという範囲の中に在宅指導を含めるつもりなのですか。その場合、児童福祉法第27条第1項第2号の指導ということでイメージしていいのでしょうか。第12条による相談もイメージするのでしょうか。あれも関わると言えば日本語的には関わっているのですが、その辺はどうですか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長　まず在宅指導の子供は対象かというところでは、対象と考えています。東京都が児童相談所の関わる子供、約1万人のうち3千人が在宅指導という状況で、そのくらいのボリューム感であります。

それで、在宅指導は児童相談所による措置として児童相談所が関わる子供ですので、本検討の対象に含めて議論していくのが妥当ではないかと考えておりますが、ただ、在宅指導の子供は家庭にいる、親のところにいるという施設入所児童とはまた違う状況がある中で、どのようにその意見表明の支援を行っていくのかとか、あるいは、子供が本当のことや自分の希望を話せるようなきっかけをどのようにつくっていくかという視点で考えていく対象かなと考えているところです。

○松原委員　分かりました。今のところ、親子分離を経験する子供のための権利ノートのような類いのものは在宅指導の子供にはないので、この専門部会で検討の糸口が見えたらいいなと思います。

以上です。

○中嶋子供・子育て計画担当課長　ありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

要するに、家にいながらやはり本当は保護をしてほしいとか、そのような色々な声をうまくアドボケイトで拾っていくということも視野に入れたほうが良いということでしょうか。

○松原委員 そうですね。あるいは、児童福祉司がちっとも来ないなどですね。

○磯谷部会長 本当におっしゃるとおりですよ。確かに、本当はその辺りを聞く、でも、その辺りは児童福祉司のトレーニングの問題になるのかもしれませんが、そこに意見表明支援員も何かうまくつけられるのかなど、その辺りも検討の余地はあるかもしれませんね。今の段階で何か事務局からございますか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 これからこの専門部会の中で、家庭にいる子供に対してどのような支援が必要かということも御意見をいただいきたいと考えております。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他には質問はございますか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 対象の件で、同じく家庭復帰の後や、それから措置解除後ですね。例えば、18歳を超えて措置解除になった子供たちのその後の権利擁護というのは実は国の権利擁護ワーキングでもかなり議論になっていて、例えば記録が見たいなど、措置中の状況を遡って説明してほしいということについても対応を検討するべきではないかという意見もあったのですね。

その辺りの対象の範囲をやはり決めておいたほうが良いかと。むしろ私は含めるべきだとは思いますが、どのようにお考えかということがあるかと思います。

○磯谷部会長 広い意味では、先ほどの在宅というところにも絡んできますけれども、今のことは社会的養護の外に出た後のお話ですね。

○永野委員 資料3だと、右上の「措置解除（家庭復帰、自立含む）」というところが入るのかなというふうに思います。

○磯谷部会長 その辺りについては、逆に言えばこれから少し意見交換をさせていただきますけれども、どこまでどういうことができるのかということになってくるので、そちらで取扱いをさせていただければと思います。

御質問のほうは、あとは大丈夫ですか。

では、今の点も含めてここからは意見交換ということでお願いしたいと思います。これ

から約1年にわたってどのように進めていくのかなど、ぜひ順不同で御意見をいただければと思います。どなたからでも結構ですが、いかがですか。

では、柏女委員お願いします。

○柏女委員 特に、先ほど意見表明支援のことについての法令、通知の整理ということをお願いしましたが、もう一点、資料3に関してなのですが、ここにも様々な仕組みがあるのですが、誰がそれを主体になってやっているのかや、どの場所でやるのかということを見てみると、やはり相談援助の各プロセスにおいて何らかの形で既に規定されているわけですが、それが何か体系立っていないという感じがするのです。

つまり、それぞれの権利擁護の仕組みのところは点になっていて、これを線や面にしていく体系化がなかなか行われていない。だから、それぞれの人が点として関わるような形になっているので、誰がやっているのか、どんな形でやっているのかということ整理できないかと思います。そうしないと、いつまでたっても点のままでいってしまうのかなとは思いました。これが1点です。

もう一点は、権利擁護や意見表明支援についてはどんな仕組みにするのかというマクロレベルの話と、どんな運営をするのかというメゾレベルの話と、それからどんなツールを使うのかというミクロレベルの話があると思いますので、これも少しマクロ、メゾ、ミクロの段階で何があるのか、あるいは何が足りないのかというようなことを見ていくといいのではないかと思います。

それで、1つは例えばですけれども、先ほど子供の権利ノートの話を出していただきましたが、幼児版がないので私のところの大学院生が新たに一時保護で入ってきた幼児たちに、こんな生活なのだよということを説明する「だいじょうぶの絵本」というのを4冊シリーズでつくったのです。今ここに1冊だけ持ってきたのですけれども、このようなツールと、それからもちろんそれをやれば今度はどういう説明の仕方をするかという研修のところにつながってくるのだらうと思うのですが、マクロ、メゾ、ミクロと、それからそれを養成するための研修などの仕組みを整理できていくといいのかなと思いました。

3つ目は、これはいくつかの質問が出ていたのですけれども、現状はどうなっているのかというのをしっかりと把握していくということがとても大切かなと思います。それで、私も今、児童養護施設に関わっているので、過去5年間の苦情解決の意見箱に入れられたりしたものを整理すると、大体1年間に平均3.6件でした。それで、ほとんどが人間関係の話で、もちろん先ほどお話しされたような中身、遊具の位置を変えてほしいとか、バ

レーボールやダンスをやりたいというものや、それからテレビはちゃんと小学生なので見たいとか、そのようなものもありますけれども、多くは部屋替えしてくれとか、あいつが嫌だとか、あの先生がうざいとか、そのようなものなのですからけれども、必ずそれを第三者委員に意見を聞くのか、相談するかというふうを確認するようにしているのです。

でも、そうすると希望なしという回答がほとんどなのです。これはうちの施設の第三者委員の活動の問題だろうと思っているのですが、そのように実情を、今回重ねての調査があるということでしたので、ぜひ細かな調査をしていただけるといいかなと思いました。

もう一つは、それに関連してなのですからけれども、今、第三者評価の在り方も全国社会福祉協議会で検討会が行われております。その中で、子供たちの利用者調査票ですね。利用者は子供が対象ですからけれども、子供にアンケート調査を取って、その中から課題を見つけ出していく。そして、その結果を公表するというようなことも考えていこうということで、それを義務化しようという議論が進められていますけれども、そのようなことも併せて実情をしっかりと把握するということがとても大切なことなのではないか。そして、そこからどうやったらいいのかという議論を進めていったほうがいいかなと思いましたので、少しそのような提案です。よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。大きくは今おっしゃっていただいたように、実情をしっかりと調査をした上での議論をする必要がある。あとは、最初のところでは先ほども少し柏女委員がおっしゃいましたけれども、いわゆる点ではなくてももう少し、ある意味、線なのか、面なのか分かりませんが、そのような形で整理ができるといいというお話だったかと思います。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

どうぞ、佐久間委員。

○佐久間委員 佐久間と申します。

資料11の「児童相談所職員への研修内容」についての個人的な感想というか、御提案というか、少し意見を述べさせていただければと思います。

児童相談所で働く職員の方というのは、一般的に例えば大学で福祉を学んだりしていて、児童福祉に関わりたいという志を最初から持っている人しかねないものなのか。私のように一般企業で働きながら子供に関することに関わっていきたいと思う人間から見ると大分遠い職業であるのですが、キャリアチェンジの一環として学士として児童福祉などを学んでいないけれども、例えば一般企業でシステムエンジニアの経験があつて問題解決に関

わるプロセスに対しての提案ができるというノウハウをここに当てはめることができるのではないかというふうに少し感じています。

間違っていたら申し訳ないのですが、江戸川区でA Iを導入して児童相談所の職員の方の事例をA Iが入り口のところで関わるという事例があったかと思うのですが、今後そういうA Iの活用などで必ずしも福祉を学ばなくても児童に関わっていけるようなプロセスができるといいなと思っております。意見です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。福祉以外の経験を持った人が入ってくるというところもいいのではないかという話や、今、A Iの話も出ました。ありがとうございます。

今日は色々な御意見がいただければと思っておりますが、他はいかがでしょう。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 まず資料3のところ、先ほど柏女委員から話があった中身と同感なのですが、色々な権利擁護の具体化をするということでメニューはいっぱいあるのですが、それを現実に活用している、活用していないというのは分かるかもしれないけれども、本当にそこで子供の権利がしっかりと保障されているのかどうか、いわゆる結果ですね。このやった結果がどうなのかということについて、もし効果があまり薄ければそれを改善する取組というのをここで十分検討する必要があるのではないかと思っております。

そのような意味からすると、私は児童養護施設職員なので、この資料8のところにこだわってはいるのですが、苦情解決の制度や、それから第三者委員など、こういうことでガイドラインをつくってどの施設もこういうことをしましょうねということを言うけれども、それでもしっかりやっているところと、そうでないところとの格差みたいなものが生じているということで、殊、権利擁護に関しては最低基準で参酌基準になっていなくて、本当にどこの都道府県もやろうということで強めの基準にはなっているのです。

でも、やはり現実を見ると努力義務的な位置づけということになっているので、どの施設も最低これはやろうとか、こういう成果を出そうというようなことを出していけないと、義務づけというのでしょうか、そのようなことも含めてやっていかないといけないのではないかと非常に現場でも痛感をしています。

自分で自分の首を絞めてしまう部分もあるかもしれませんが、それだけやはり権利を保障されなかった子供たちが来る施設や里親、社会的養護の現場ということになるので、その中でましてや虐待的な部分を再現させるということは絶対あってはならないことです。

そのような意味からすると、強い制度というのでしょうか。そのようなものを東京都の中ではもっとつくっていく必要があるのではないかと、非常に思っています。ですから、ガイドラインもそうなのですが、最低このところはやはり実施すべきで、していないとしたときには、場合によっては東京都が毎年査察指導などを行っているわけですから、しっかりそこに勧告をしていくというようなことも含めて、そのようなことが全体的に求められるのではないかと思いますので、少し意見をさせていただきました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

では、山下委員お願いします。

○山下委員 山下です。

普段、子供の意見表明権についていつも講演で話している身からしますと、今回この取組が進むことに非常にわくわくしています。それで、私も最初は資料をいただいて思ったのは、まさに点になっているなど、それぞれ色々な場面で色々な仕組みはあって、ただ、それが本当に機能しているのか疑問を感じるころはあるにしろ、一時保護所であったり、児童養護施設であったり、それぞれであるのだけれども、ばらばらで点になっているなど思います。

それで、弁護士として子供の意見表明権に携わるときは、要は点ではない関わりというか、ずっと関わった上で、一緒に走って考えるというところに、例えば子供の手続代理人であったり、あとはカリヨンの子ども担当弁護士の子供の意見表明権の支えというところで実感するかなど。

ましてや、例えば豊島区で子供の権利擁護委員を担当していますと、ある一人の子供がグループホームに入った。その後、少年院に入った。その後、入院になった。それで、またグループホームに入ったというときに、関わる大人がみんなばらばらになってしまって、結局一貫してその子の話を聞いて意見表明権を支えているのは私だけという状態になっているのです。

ですから、これから東京都が新しくこの意見表明権を支えるというときに、それぞれで点ではあるので、さらにより生かしつつも、途切れないできちんとその子の意見表明権を支えられるような仕組みがあるといいなと思います。

そのような意味からは、先ほど松原委員の御指摘で、在宅指導の子はというお話もあつ

たのですけれども、児童相談所は関わり始めて何らかの措置が始まった子供については意見表明権を支える支援員はどうしましょうかと行きやすいですが、現場ではもっと前の、児童相談所にまだ言ってほしくないのだけれどもというような事例のときに、その意見表明権や選択を支えるための活動というのも實際上、非常に大きくて、せっかく東京都でも虐待防止条例をつくったときに、子供自身が虐待を受けているという自覚ができて、相談ができて、知識が入って、その意見表明権を支えるようにしましょうというふうな条例もつくったところを考えると、実は児童相談所が関わる前からその意見表明権を支えることも必要だし、先ほど永野委員からお話があったような、それが解除された後など、そのようにずっと一貫して何か支えられるものがあつたら本当にいいと思います。

そのためにも信頼関係が築けていないと、ぽんと出てきて意見表明支援員ですというふうに言っても、なかなか子供たちのほうから本音というのは語られないというか、子どもの権利条約の中に意見表明する権利がありますとありますけれども、その前に「自由に」という言葉が入っていて、その「自由に」というのはやはりフランクに、はがきを出したり、電話をしなければ始まらないという制度だと、なかなか子供のほうから自由に意見表明権ができない。それができるのは、普段から信頼関係を築いていて、ここで自分の気持ちを聞いてもらえるなというところからスタートするのだなというのを実感するのです。ですから、そういった点ではない線の関わりができたらいいいと思います。

しかし、大きな仕組み、厳格なものをつくると、そこになかなか子供が届きづらくなってしまう。ではいっぱいいる子供の意見表明権の支援の仕組みをどのようにしていけばいいのかというのは、なかなか負担というか、これから制度をつくるところで私も少し悩みどころではあるのですけれども、1つは専門員という弁護士や臨床心理士など、そのような資格を持った方が専門的に動く支援の在り方があると思いますし、また、先ほど佐久間委員のお話にあったように、必ずしもそのような資格ではなくても子供の意見表明権が支えられるような仕組みも必要ではないかと思います。

實際上、子供の権利擁護委員などで関わるときは、いきなり子供からダイレクトに私のところに来るのではなくて、子供を近くで支えていた民生委員の方がずっと子供の意見を聞いていて、つなげてくれて一緒に連携が取れたり、精神保健福祉センターの職員の方がずっと聞いてくれていてそこでつながって動けたなど、そのような子供に広く、しかも長らく関わっていくという仕組みができたらいいい。

だけど、それは結構負担だというときに、現場で子供の近くで声を聞いている方々とど

のような連携をしていくかなど、ゼロから立ち上げるのは結構大変だと思うのですが、今あるそのような在り方でつなげられるような仕組みを皆さんとこれから一緒にぜひ考えていきたいというのが、今日の時点で私が感じているところでございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今、山下委員からお話がありましたけれども、カリヨンで子どもの担当弁護士としても活動されていると思うのですが、現状、いわゆる子供担当というふうな形で関わると、最終的にはケースバイケースなのかもしれませんけれども、どのくらいかかるのか、あるいはどのくらいの規模で今やっておられるのかなど、何かその辺りは少しイメージが伝わるようなお話はできますか。

○山下委員 カリヨンのシェルターに入った子供には一人一人ついて、入ったときから出るまでの間は必ずずっとつくのですけれども、出た後まで関わりが続くかどうかは本当にケースバイケースでして、基本は出ていった後の施設だったり、そこでの信頼関係を築くために後ろに引くは引くのですが、子供たちのほうからSOSがある限りはずっと続きますし、もう支援は要らないよと子供たちのほうから連絡が来なくなれば、そこで終わっていくということが多いかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。少し活動の実情もお話いただきました。

他はいかがですか。どなたでも結構です。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。たびたびすみません。

少し繰り返しのところもあるかもしれないですが、これからの進め方のことで改めて思うのは、東京都は2010年にケアリーバーの調査をされて、自治体として最初だったと私も記憶しているのですが、その後、2017年でしたか、2回目が行われて、今度が3回目かなと理解しているのですけれども、その変遷というのがやはり分かって、どのように東京都下の社会的養護の子供たちがケアを離れた後に過ごされているかということ、皆さんがおっしゃっているとおりなのですが、きちんと把握した上で検討するということはすごく大事かなと思います。

それで、同じことかもしれませんが、例えば子供の権利ノートや苦情箱など、子供たちから見たらどうなっているのだろうというのはやはり聞いてみたいなど。それがヒアリングなのかもしれませんが、子供の権利ノートを持っているかとか、説明を受けたのを覚えているかとか、本当に困ったときにはどんなふうに誰に伝えるかなど、そん

なことをきちんと私たちが理解した上で検討する必要があるかなと思いました。

3つ目は委員の皆様がおっしゃっているとおりなのですけれども、フローが例えば資料13-③などでは出てきているわけですが、資料3もそうですね。今まだ示されていないこととすれば、児童相談所の決定が決まるところの事前の意見聴取のところというのはこれから考えなければいけないのかなと思いますが、もしかするともう既にファミリー・グループ・カンファレンスみたいなことなど、先駆的にされているのかもしれないと思いつつ、もしそれがあればお聞きしてみたかったかなと後になって思いました。

最後は、社会的養護になった後の意見表明支援というところでいけば、もちろん種別でできないところがあるというのではないようにしなければいけないと思うので、例えば乳児院はどうするのかとか、それからもちろん里親もそうですけれども、自立援助ホームや、あとは障害のある子供たちのところはどんなふうにするのか、もしくは対象外なのかなとか、色々自分の中でもどのように整理するのかなと思うところがあったので、今後の進め方としてはそのようなところも目配せが必要かと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

先ほどからいくつか、点ではなくてというお話がありましたけれども、資料13-③というのが国のワーキングチームから出ているものであって、一応受理からずっと一時保護の決定、自立支援計画の策定、里親家庭や施設等での生活、その後、退所してアフターケアというような一つのモデル的な流れが書いてあって、そのときに色々意向聴取とか説明などを書いてありますけれども、イメージ的にはこのようなものもう少しパターンが、これだと受理から入っていますけれども、多分その前の子供のことというのは先ほどから話題にもなっているし、アフターケアというのもアフターケアだけではなくて先ほど少し記録の話なども出ましたけれども、結構、後のほうの話もあったり、そうするとこういうイメージの中で実際には今、東京都でどういうふうに聞いているのかなど、そのようなことを少し整理していただくというイメージでよさそうですか。特に柏女委員や永野委員からもし何かあれば。

○柏女委員 柏女です。

それも一つの方法だと思うのですが、それぞれでそれこそ意見表明を支援する人はいけると思うのですけれども、意見表明ではなくて意見を聴取する人、しなければいけない人、これはおそらくそれぞれで違ってくると思うのです。そこに意見表明支援員が関わりを持

ちながらやっていく。流れていって伴走をする。あくまでも意見表明支援員は伴走で、それから意見表明をしなければいけない人、それは当事者だと思うのですけれども、それは場面、場面できつと違ってくるのだらうと思うのです。

そのときに、何を言いたいかという、その意見表明をする子供と、それから意見を聞く当事者、児童福祉司などですね。それから意見表明支援員と、この三者関係を整理していかないとならない。つまり、子供の意見が児童福祉司に言ったことと意見表明支援員に言ったことと違って、どちらが本当かというのは分からなくなってしまうわけで、ここを何かうまく整理をしていかないと、かえって子供を傷つけてしまったりなど、そのようなこともあるのだらうと思うのです。そこはちゃんとしないといけないかなと思いました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

では、能登委員お願いします。

○能登委員 永野委員から、里子や障害のある子供の場合というようにお話が出たのですけれども、やはり里子の意見聴取をするというのはすごく難しいかなと思っていて、日常的には家庭の中で生活をしているので、家庭の中でのやり取りやトラブルの解決みたいになっているのですけれども、具体的にそれを意見表明として出していくという筋道が子供たちにもなかなか伝わりにくい。それで、子供たちの中には、言ってしまったらここにいらなくなってしまうかなというようなことがあったりするので、里親家庭の子供たちの意見表明というのをどのようにしていくのか、それから誰がそれを担ってくれて、児童相談所との関係などもうまく伝えてもらえるのかということが非常に大きな役割を果たすのかなというのをつくづく感じています。

それともう一つは、先ほど外に出た子供というお話もあったのですけれども、一時保護委託が今、施設だけではなくて里親も多く受け入れているので、一時保護中の子供の意見表明というのはどういうふうにしていくのかというのも一つの課題になるかなと考えています。実親との関係もありますし、里親との関係もあるでしょうし、非常に微妙なところかと思っているので、その辺りのところを少し御検討いただけたらと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

まず意見を聞くチャンスのお話があり得るのかと、それからあとは意見を聞いたとして、それが今おっしゃったように、これを言ってしまったら里親宅に居られなくなってしまうのではないかなど、色々な複雑な思いがある。それは、ひよっとすると施設も同じかもしれないけれども、そういったところを逆に意見表明支援員がどう受け止めるのかという

問題があるかなと今、思いましたけれども、今みたいな理解でよさそうですか。

そうすると、チャンスの話は日常的にそこに暮らしていて、どういうふう to 子供が意見を言えるかなという場面と、あとは意見表明支援員の在り方というか、そちらのほうが実は結構大きな問題だと思いますけれども、子供が何か言ったからそれをそのままとかという話になるのか、やはりそこは子供としっかりコミュニケーションしながら話ができるのかとか、多分山下委員などは色々やっているのでしょうかけれども、そのようなところの在り方かなと思いました。ありがとうございます。

関連してでも、その他の点でも、どなたか御意見はいかがですか。

では、藤岡委員お願いします。

○藤岡副部長 皆様からも色々出ているところなのですが、どのような枠組みでここで議論するかということは今、決めることなのかな、あるいは検討することかなと思っていたのですが、子供たちからの意見表明権ということで子供からの声をどう受け止めていくのかというところの直接的な声ですね。子供の権利ノートもそうなのですけども、その辺りの仕組みづくりということがまず1つかと思うのですが、私などが経験している施設の中では、結構書く子はよく書くのですけれども、なかなか書かない子は書かない。つまり、苦情箱に入れるのも常連さんがいるというか、またこの子かと。けれどもそれはとても大事で、やはり意見は届くのだということその子は体験しているわけです。

しかし、そうではなくて、先ほどの本音を言うとなんかどうなのだろうかというようなことをすごく気遣っている子にまで意見表明権の手が届くということがとても大事かなと思っていて、それは意見表明支援員の人たちの仕事はもちろんあると思うのですけれども、やはり現場で日頃から意見を聞いているのかどうかということの姿勢みたいなものです。ここでも研修ということが非常に重視されているのですけれども、そのようなところがあるかなということなので、語る場の保障といいますか、語る場を保障するためにどういう研修、そして仕組みができるかというところを根本から論議するいい機会ではないかということをおっしゃったところでした。

そのような意味で意見を表明するということと、もう一つはその子の気持ちを酌んであげて代弁していくというアドボカシーの部分を担当する人たちがどんなふう to 動くのかという部分の道筋ができていくことが大事かなと思ったところです。

それと関連して、皆様からも御意見があった発達障害のある子供たちや、あるいは精神疾患を抱えていて不調になっていてなかなか自分の意見を言えない状況にある子供たち、

あるいはもともと非常にこだわりが強くてこのような設定された意見表明の文脈になかなか乗れない子供たちからどう意見をくみ上げるかというところでの情報保障などですね。例えば、聴覚障害や視覚障害のある子供たち、あるいは発達障害のある子供たちについてもやはり情報保障のところが必要となってくるかなと思うので、その辺りの障害のある、あるいは精神疾患をベースに置いた子供たちへの配慮というようなところもここで論議ができるといいかなと思ったところでした。

この辺りは内山委員がこれから御発言されるのかなということで、発達障害なども非常に私は大事なところかと思っておりまして、施設の中でも非常に割合的にも多くなってきているので、ぜひその辺りも検討していただければと思いました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、御指名がございましたが、内山委員いかがですか。

○内山委員 内山でございます。

社会的養護のところになぜ呼ばれたのかなというのが率直なところでは。今も児童養護施設には37%の障害のある子供たちが入所しているというのですけれども、知的障害が14%だということです。それで、ASDが9%、ADHDが9%だというふうに出ているのですけれども、重複していることなどを考えて単純に2割くらいの障害のある子供たちがいるとなると、都内の児童養護施設にきつと600人くらいが入所しているということになります。今回のこの議論のところでは社会的養護が範囲になっているので、障害児の入所施設に入っている子供たちのところは少し対象外になるので、今後の議論の中では外れると思いますが、障害児施設のことというのは私たちの責任なのですけれども、全然理解が得られていないというふうにならざるを得ないと言われていて、そうだろうなと思ってはいます。

それで、色々な先ほどの彼らの意見表明ということで言うと、子供の権利ノートや、困りごと相談用紙などというものは障害児施設に入ってくる子供たちには児童相談所の福祉司から渡されることがないのです。それで、もう随分前なのですけれども、1人、軽度の子ですが、その当時の大切なお知らせというものを初めて持ってきたのですね。それで、それからこれを入所している子供たち全員に、重度の子にも配ったのです。意見表明ということで言えばとても難しいところはあるのですけれども、私の施設ではもう10年くらい前から第三者委員の方々に子供たちとの懇談会と個別面談はずっとしてもらっていて、第三者評価事業でももう10年くらい前から個々の子供たちとそこで話を聞いてもらうということをずっとしてきています。

それは何かというと、私たちのところもずっと重度の子供たちが多かったわけですが、平成20年くらいから逆転し始めて、重度の子が8割、9割だったものが徐々に変わって行って、軽度の子が多いときには8割くらいというふうな逆転現象が起きて、そのときに子供たちについて第三者、外の人たちに自分の意見を言っているのだということ伝えるために第三者委員の方々の個々の面談をしてもらうことにしたのです。

それで、第三者委員の人との最初の懇談では職員の個人名が出ました。この職員にこういうことをされているという話、職員による不適切な行為ですが、そのようなものもある意味、抑止になるかなとは思っているのですが、ただ、そのような意味で言うと児童養護施設に入所している障害のある子供たちには多分このノートというのは渡されてきているのだと思うと、そのようなものがどう活用されるかというのはすごく大きいと思っています。

それで、ここでは障害のある子供たち、障害児の入所施設は平成18年に障害者自立支援法が始まって契約と措置という二重の制度になってしまって、入るためには親が契約で入れるというのが原則になってしまいました。そのときに、一時的に障害のある子供たちは児童福祉法から外されて障害者自立支援法を根拠法にされてしまいました。そのような意味では、一回このときに子供であって障害があるということから小さな障害者にされてしまったのだというふうに私は考えています。今は根拠法は児童福祉法に戻っていますけれども、基本的には色々なものが障害が中心になっているので、この障害のある子供たちはやはり小さな障害者にされてしまっていて、いわゆる児童福祉という範疇から非常に谷間に落とされているような感じがしています。

それで、今回のことから少し外れてしまうのですが、契約でということは保護者が自ら自分の子供を契約で施設に入れる。いわゆる行政処分ではなく、子供の生命等への危険がないということで、親が自ら親元から離す決断をするということで、多分児童相談所に親が入所させたいということで受給者証の発行をお願いしたいということになると思うのですが、児童の意見表明ということで言うならば、この契約で入る子供たちについても、あなたの保護者たちがあなたを施設に入れたいと言っているけれども、あなたはそれについてどう思うのですかということ児童相談所に対象の子供を呼んできちんとその確認をする必要があるのではないかと思います。それが行政の責任なのではないでしょうか。契約で入所するにしても、このような手続というのは必要になるのではないかと思います。

ただ、これはここの議論ではないので、こういうことがあるということで、できれば児童相談所でこの辺りのことは考えていただけるといいなと思っています。

それで、先ほど柏女委員から幼児版という話が出ましたけれども、きっと障害児版もあるといいのだろうなと思っています。その辺りは、ここにたくさんおいでになれる委員の皆様には何かモデルをお願いしたいなという気もします。

それで、私も社会的養護のことはほとんど分かっていないので、今回ここに参加させていただく中で色々と勉強させていただければと思います。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間が迫ってまいりましたけれども、ただ、それでも初回ですので、もう少しこの点についてというふうな御意見がございましたら何でも結構ですが、いかがですか。

大丈夫でしょうか。

それでは、一応意見交換は本日のところはこのくらいにさせていただきます、この後は事務局から今後の進め方などについて御説明をいただきたいと思います。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 それでは、説明させていただきます。

資料14「専門部会開催スケジュール」をご覧ください。本検討は令和5年1月頃まで、合計6回にわたり開催していくことを予定しております。本部会の進め方としましては、本日は現状整理がメインでしたので、次回、第2回では論点整理を行いまして、第3、4回目で論点別に対応の方向性を検討、その後、取りまとめに進んでまいりたいと考えてございます。この間、児童福祉法の改正内容が明らかになった時点で、その内容も踏まえて検討を進めていくことを想定しております。

また、検討のプロセスにおいて、当事者である子供と、現在既存の権利擁護もしくは意見表明の支援に関わっている担い手である方に対して、現状と課題の把握のためのヒアリングを実施したいと考えておりますが、その進め方に関しまして本日は委員の皆様のお意見をいただきたく、事務局としてたたき台を用意してございます。資料15「子供及び関係者へのヒアリングの進め方」をご覧ください。かいつまんで説明いたします。

まず1(1)「子供へのヒアリング」に関しては、当事者である子供に参加してもらうということを趣旨として実施したいと考えてございます。対象に関しては、施設入所、養育家庭委託等、各カテゴリーに属する子供に対して、年齢層である程度区切って一定のボリュームの人数についてのヒアリングをしていくというのが私ども事務局の大まかなイメージ

ージでございます。

委員の皆様の御了承をもしいただければという前提にはなりますが、皆様にも御協力いただきましてヒアリングを実施していければと考えておりますが、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。

また、右側のヒアリングの実施方法ですけれども、子供については専門部会の場合等に呼ぶのではなくて、子供の生活場所にこちらが行くなど、子供が安心できるような環境をつくって話を聞いてくるという形をイメージしております。施設入所児童へのヒアリングであれば施設に訪問する形がいいかと思っておりますけれども、養育家庭委託の児童等の場合には必要な配慮など、御意見や御助言があればいただけますと幸いです。

また、ヒアリングに協力してくれた子供に対しては、令和5年1月に専門部会として提言を取りまとめた後に、その意見がどのように取り扱われたのかというところを何らかの形でフィードバックというか、返していきたいというふうに、雑駁ですが考えております。

次に1(2)「関係者へのヒアリング」ですけれども、こちらは子供の権利擁護専門相談事業における相談員の方や第三者委員等、既存の制度における担い手となっている方に対して課題把握の趣旨で実施していきたいと考えております。こちらについては、第2回の専門部会に招聘して公開でヒアリングを実施していくことでどうかというふうに考えてございます。

この資料は皆様の御意見をいただくために何かたたき台があったほうがいいたろうという考えの下で作成しておりますので、このとおりにやっていきたいというよりは、本日様々な御意見を伺って2回目までに整理していきたいと考えております。忌憚なき御意見を頂戴できますと幸いです。

説明は以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

このヒアリングの在り方について御意見をいただきたいと思っておりますけれども、少し前提ですが、関係者へのヒアリングというのはもう既に次回やるということですよ。そのような意味では、今日意見をいただいて、次回その方向で準備をされる。子供についてはもう少しさらに意見をいただく機会はあるかもしれませんね。そのようなことですが、いかがでしょうか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。

資料14のスケジュールのところで児童養護施設退所者等への意見聴取が次回までの網掛けになっているのは、これはどのような整理なのですか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 退所者等のところで、大人になっている人については呼んでもいいかなと、子供はあくまでもここに呼んできて大人がいる中でしゃべってもらうほどではないのかなという区別のイメージです。

○永野委員 では、この場にお呼びするということが退所者のところの意見聴取ですか。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 そうですね。成人されている退所者についてはこちらに来ていただくイメージかと思っております。

○永野委員 分かりました。

あとは、資料15の子供のところなのですが、国のワーキングでも同じことをしたわけですが、そのときには子供たちに自分の権利のことを伝えて、それから何のために私たちが来たかということも伝えて、そのような紙芝居みたいなものもきちんと用意して、どのように意見が使われるかなど、そのようなこともかなり丁寧にワークショップ形式みたいな形でやっているのです。そのような手続を踏んでいかないと、さあどうぞという感じではなかなか出てこないかなという気もしますので、当事者の方が行かれてヒアリングされたのですけれども、そんなことが参考になるかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 今の永野委員のおっしゃった手順みたいなことは、何か紙ベースになっているのですか。

○永野委員 なっていなかったとしたら紙はあるので、もし必要であれば提出します。

○磯谷部会長 そうですね。色々配慮すべきことや、多分ヒントがたくさんあると思うので、ありがとうございます。

ヒアリングの在り方ですが、他はいかがですか。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 先ほど少し申し上げたのですけれども、関係者の中に入るのだとは思いますが、意見を聴取する立場の方と、それから意見表明を支援する方と、あとは子供、当事者ですね。それをどういう関係で捉えたらいいのか、少しイメージがうまくできなくて、私は大学でハラスメント相談員をやっているのですけれども、ハラスメント相談員のところにいくまでにゼミなどの個別相談で色々何回も話をじっくり聞いて、そして、では申し出ようかという話になっていくと、そこでハラスメント相談員が出てくるみたいな感じな

のですけれども、今回の場合はどういうふうに整理していいのか。また、相談員が話を聞いても、そこではこれまでの意見とは異なって取り下げとなったりもします。

私分からないのは、例えば児童相談所の児童福祉司というのはこの意見表明支援の中ではかなり大きな当事者だと思うのです。その方々が今ここで関係者なのか、事務方なのか少し分からなくて、先ほど言った足立児童相談所の方々とか、その方々をどうやって考えたらいいのかというのはいま整理ができないのですけれども。

○磯谷部会長 我々は職業などにより文化が違うのであれですが、当事者というか、多分児童相談所というのはある意味、すごく変な言い方をすると決定権を持っている、権力を持っている人ですね。それで、その人に対して子供がきちんと意見を言うのをサポートするという形になるわけですね。だから、児童相談所の方を呼ぶというのは目的としてはどんな形になりますか。

○柏女委員 そこが少しよく分からなくて。

でも、しっかりと私が聞き取ったことは、極端に言えばですが、私がちゃんと子供と関係を取りながら聞き取ったけれども、それは評価されないのか。つまり、そうではなくて意見表明支援をした方が聞き取ったことが会議の中で重視されて、その中で決定されてしまうというようなことについては、児童福祉司が決定権を持っているわけではなくて所長が持っているわけですから、そこの中で意見表明を支援する方の御意見と、それから子供の意見を聞き取った児童福祉司がどういう関係になるのか、どう整理していいかが分からないのです。

○磯谷部会長 そうですね。それは物すごく大きな問題で、現場で具体的にこの意見表明支援員を導入していくに当たって、多分児童相談所や施設などとはすごくぎくしゃくがあると思うのですけれども、まさにそのところをきちんと整理をする必要はあるのでしょうか。

○柏女委員 ヒアリングのときにあまり関係ないのであれば、その当事者というか、それではなければ大丈夫だと思うのですけれども、少しそこが気になってはいます。

○磯谷部会長 問題意識はとてもよく分かりました。ありがとうございます。

ヒアリングについては、何か他に御意見ございますか。

では、影山さん。

○影山児童相談センター児童相談専門員 影山です。

今、柏女委員がお話しされたように、やはり児童福祉司や児童心理司が日常的に児童相

談所措置前に子供の意向は聞いていくわけですね。

ただ、その意向と、実際に意見表明支援員が聞いたことが違うというようなことは、まああるだろう。今でも、例えば児童相談所の児童福祉司が聞いたら、自分は施設に入所しますと言っていたけれども、第三者委員には、自分は本当は家に帰りたいのだと言っているような場面もあるので、やはりその辺りのところを措置決定に当たってどういうふうに反映させていくか。それで、磯谷部会長が先ほど決定権者だからというお話をされたけれども、現場の児童福祉司は決定権者ではないわけで、ある意味でそこは子供の意向を本当に考えながら色々話をしていく中で聞いているのだろう。やはりその辺りのところもできれば少し意見を聞いていただく必要はあるのかなと思っております。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

いずれにしても、やはり具体的な制度を導入する中で児童相談所、あるいは施設、その他の社会的養護の中でどのように入れていくのがスムーズでもあり、かつ効果的なのかというところは議論しなければいけない。その中で、ひょっとすると児童福祉司たちのお考えというのも少し変化が出てこなければいけないのかもしれないというようなことかと思っております。これが本当に一番の大きな課題かと思っております。ありがとうございます。

他は大丈夫でしょうか。いいですか。

では、今日の意見交換はこの程度にさせていただきます。これから先、特に次回の持ち方について事務局でまた今日の皆さんの御意見も踏まえて御検討いただければと思います。

それでは、最後に事務局から事務連絡等がございましたらお願いいたします。

○中嶋子供・子育て計画担当課長 次回の開催予定について御案内いたします。次回、第2回の部会は来年度5月頃を予定しております。後日、事務局から日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日机上に配布しております資料集につきましては、お席に置いてお帰りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第1回専門部会はこれで終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後 8 時 0 5 分

閉 会